

長期優良住宅の審査・受取窓口等の変更について（平成30年4月から予定）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等の審査・受取窓口等の変更を予定していますのでお知らせします。（対象：京都市、宇治市を除く府内の市町村）

主な手続等と変更の有無・変更の内容

- 認定申請書申請窓口（変更なし）
- 認定通知書受取窓口 ⇒ 所管土木事務所に**変更**
認定等に係る審査窓口も同様です。 現行の窓口は住宅課
- 完了報告書提出窓口 ⇒ 所管土木事務所に**変更**
現行の窓口は住宅課
- 認定申請書等の宛名 ⇒ 所管土木事務所長に**変更**
現行の宛名は京都府知事
- 標準処理期間 ⇒ 12日に**変更**※1
現行の期間は14日※1
- 認定申請等手数料（変更なし）

審査状況の電話問合せも所管土木事務所に

※1登録住宅性能評価機関が発行した適合証を添付した新築戸建て住宅の場合

移行期の取扱い※1

申請受付日	申請窓口	申請書宛名	標準審査期間	認定通知書受取窓口
～3/16	所管土木事務所	京都府知事	14日	住宅課※2
3/19			14日	
3/20			20日	所管土木事務所
3/22			18日	
3/23			17日	
3/26～30			14日	
4/2～			所管土木事務所長	12日

※2住宅課での受取りは4月6日まで。（住宅課で審査・認定を担当したものは、2月以前の認定で受取未済分も含め、4月9日以降は全て所管土木事務所での受取りになります）

長期優良住宅の認定等の手続一覧

- ①長期優良住宅法（以下「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の申請の審査・認定・交付
- ②法第8条第1項の規定による計画の変更の申請の審査・認定・交付
- ③法第9条第1項の規定による譲受人の決定の申請の審査・認定・交付
- ④法第10条の規定による地位の承継の申請の審査・承認・交付
- ⑤法第12条の規定による認定長期優良住宅の状況の報告の徴収
- ⑥法第13条第1項及び第2項の規定による改善命令
- ⑦法第14条第1項の規定による計画の認定の取消し・通知

・完了報告書
・維持保全状況調査報告書 等

市町村別 所管土木事務所・連絡先等一覧

住宅の位置	申請書受付窓口	所在地・連絡先
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓土木事務所 建築住宅室	向日市上植野町馬立8 電話:075-931-2478
城陽市、八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、宇治田原町	山城北土木事務所 建築住宅室	京田辺市田辺明田1 電話:0774-62-2246
木津川市、笠置町、和束町、 精華町、南山城村	山城南土木事務所 建築住宅室	木津川市木津上戸18-1 電話:0774-72-9521
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹土木事務所 建築住宅室	南丹市園部町小山東町藤ノ木21 電話:0771-62-0364
舞鶴市、綾部市	中丹東土木事務所 建築住宅室	綾部市川糸町丁畠10-2 電話:0773-42-8785
福知山市	中丹西土木事務所 建築住宅室	福知山市篠尾新町1丁目91 電話:0773-22-5144
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	丹後土木事務所 建築住宅室	宮津市字吉原2586-2 電話:0772-22-2703

※住宅の位置が京都市、宇治市である場合は、各市担当部局

申請書の宛名は、このように変わります

第一号様式（第二条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 / 増 築・改 築）

京都府知事 殿



第一号様式（第二条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 / 増 築・改 築）

京都府〇〇土木事務所長 殿